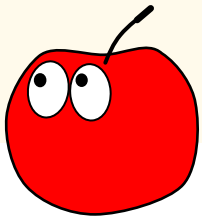
11月 食品適正表示推進月間

No.R8-08（R8.11.6発行）

　食品表示には、名称、原材料、原産地、アレルギーに関する事項、栄養成分など、さまざまな情報が記載されています。食品表示の見方を理解し、食品選びの参考にしましょう。

　県では、11月を食品適正表示推進月間とし、食品事業者への監視や指導を行い食品表示の適正に努めています。

食品表示の見方　～原材料名と添加物編～



- **原材料：一般的な名称で、重量割合の高い順に表示**
- **添加物：以下ア～ウの表示方法で、重量割合の高い順に表示**
  - **ア. 物質名　その物質名を表示（例）塩化カルシウム、塩化Ca**
  - **イ. 用途名　使用の目的・用途を併せて表示（例）保存料（ソルビン酸）**
  - **ウ. 一括名　同様の機能・効果を有するものを一括表示（例）香料**

◎ 原材料と添加物の表示には３つの方法があります。
いちごジャムの表示例を見てみましょう。



表示方法１　原材料と添加物を記号で区分して表示

原材料名	いちご（○○県産）、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

スラッシュで区分

表示方法２　原材料と添加物を改行して表示

原材料名	いちご（○○県産）、砂糖 ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

改行で区分

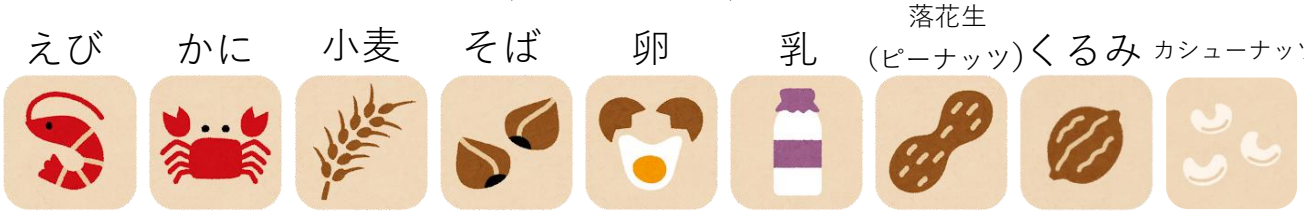
表示方法３　原材料名と添加物の欄をそれぞれ設けて表示

原材料名	いちご（○○県産）、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

食品表示の見方　～アレルゲン編～

食品による健康被害を防止するため、包装された加工食品のうちアレルギーを引き起こす物質（以下、アレルゲン）を含む食品には、アレルゲンの表示を行う義務があります。

● 必ず表示される９品目（特定原材料）



● 表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◎ アレルゲンの表示には2つの方法があります。

表示方法１　【原則】原材料ごとに個別にアレルゲンを表示

原材料名	パン（小麦・乳成分を含む、国内製造）、ハム（豚肉を含む）、チーズ
添加物	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）、●、▲、■

「乳」ではなく「乳成分」と表示

添加物は「○○由来」と表示

表示方法２　【例外】アレルゲンを一括で表示（表示面積に限りがある場合）

原材料名	パン（国内製造）、ハム、チーズ、（一部に小麦・乳成分・豚肉を含む）
添加物	乳化剤、調味料（アミノ酸等）、●、▲、■、（一部に大豆を含む）

一括表示の場合は「一部に○○を含む」と表示

食品表示110番　～あれ？と思ったら～

食品表示の違反が疑われる情報について受付する「食品表示１１０番」を設置しています。情報をお持ちの方はご連絡ください。

村山総合支庁農業振興課 023(621)8387
置賜総合支庁農業振興課 0238(26)6051
食品安全衛生課 023(630)2621
最上総合支庁農業振興課 0233(29)1315
庄内総合支庁農業振興課 0235(66)5521
※開設時間は平日午前8:30～午後5:15まで

● お問合せは：山形県防災くらし安心部　食品安全衛生課　TEL 023(630)2621